

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………
……………（オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課）…

訓令

○東京都労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…

告示

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

○都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…

○特定都営住宅の廃止……………（同）…

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

訓令（教）

規程（文）

○東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………

○東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程……………

○東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程……………

公告

○土地収用法施行令に基づく公示による通知……………（東京都収用委員会）…

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…

規則

東京都体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都体育施設条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第十七号。以下「改正条例」という。）の施行期日は、次の各号に掲げる改正条例の規定の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 第二条の表武蔵野の森総合スポーツプラザの項の次に次のように加える改正規定

（以下「第二条の表に係る改正規定」という。）のうち夢の島公園アーチェリー場の項に係る部分及び別表九の項の次に次のように加える改正規定（以下「別表に係る改正規定」という。）のうち十一の項に係る部分 平成三十一年四月二十八日

二 第二条の表に係る改正規定のうち海の森水上競技場の項に係る部分及び別表に係る改正規定のうち十の項に係る部分 平成三十一年六月一日

三 第二条の表に係る改正規定のうちカヌー・スラロームセンターの項に係る部分及び別表に係る改正規定のうち十二の項に係る部分 平成三十一年七月六日

四 第二条の表に係る改正規定のうち大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の項に係る部分及び別表に係る改正規定のうち十三の項に係る部分 平成三十一年七月十日

五 第二条の表に係る改正規定のうち東京アクアテイクセンターの項に係る部分及び別表に係る改正規定のうち十四の項に係る部分 平成三十二年三月十日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二号

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般
労働委員会事務局
収用委員会事務局

東京都労働安全衛生保護具措置規程(昭和五十五年東京都訓令第四十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表一備品の項中「安全带」を「墜落制止用器具」に改める。

附則

- この訓令は、平成三十一年二月一日から施行する。
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第七十五号)附則第二項各号に掲げる省令の規定が適用される場合における、この訓令による改正後の東京都労働安全衛生保護具措置規程(以下「改正後規程」という。)別表一備品の項の規定の適用に当たっては、平成三十一年八月一日前に製造された安全带(墜落制止用器具(改正後規程別表一に規定する墜落制止用器具をいう。以下同じ。))に該

名 称 目黒一丁目アパート (27号棟)

位 置 目黒区目黒一丁目一番

構造及び規模 中層耐火 三七・〇平方メートル

戸 数 三〇戸

当するものを除く。)又は同日において現に製造している安全带(墜落制止用器具に該当するものを除く。)は、平成三十四年一月一日までの間、墜落制止用器具とみなす。

告 示

●東京都告示第八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 施行者の名称 品川区
 - 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・四・九十二号天王洲公園
 - 事業施行期間 平成三十一年一月三十一日から平成三十三年三月三十一日まで
 - 事業地 品川区東品川三丁目地内
- 収用の部分 品川区東品川三丁目地内
- 使用の部分 品川区東品川三丁目地内

●東京都告示第八十四号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

高円寺アパート (2号棟)	杉並区梅里一丁目一番	同右	三三・〇平方メートル	一六戸
成増アパート (36号棟)	板橋区成増五丁目十九番	同右	三三・四平方メートル	三二戸
成増アパート (37号棟)	同右	同右	同右	同右

●東京都告示第八十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、平成三十一年二月一日から実施するので、
 同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	2	45,100	84,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	76,400
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,900	85,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(16号棟)	新宿区戸山2-16	38.8	1	32,600	60,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(8号棟)	新宿区戸山2-8	38.3	1	32,200	61,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,400	59,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,800	63,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,200	74,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,300	65,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	2	33,000	61,800
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,400
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(11号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,300	44,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,300
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	93,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,500	35,100
一般都営	高層耐火	西糞谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糞谷2-23	42.2	1	34,300	59,200
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,000	55,200
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目第4アパート(12号棟)	大田区本羽田2-8	42.3	1	34,300	49,700
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(2号棟)	世田谷区梅丘1-36	39.0	1	32,100	58,500
一般都営	中層耐火	用賀一丁目アパート(18号棟)	世田谷区用賀1-17	59.6	1	51,300	113,100
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-5号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	49,900
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,300	49,900
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	71,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,300
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,400	53,000
一般都営	中層耐火	下井草二丁目第2アパート(5号棟)	杉並区下井草2-9	51.0	1	39,300	75,600
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(9号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	49,300	90,500
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,100	43,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,300	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,500	47,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	2	28,200	42,400
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	28,000	40,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(6号棟)	板橋区新河岸2-10	36.4	1	26,000	32,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	35,000
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,500	36,700
一般都営	中層耐火	東大泉三丁目アパート(1号棟)	練馬区東大泉3-53	59.6	2	47,500	95,000
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	73,800
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	96,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	43,900	84,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37,200	72,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(21号棟)	練馬区北町6-21	59.6	1	47,800	97,500
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	58,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(5号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,800	74,400
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート(1号棟)	足立区伊興5-2	59.6	1	44,000	77,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	40,500	61,500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(1号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,400	71,000
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,600	61,100
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	40,500
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(4号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	23,000	36,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(3号棟)	足立区弘道2-11	59.6	1	44,800	83,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(13号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,000
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,700	33,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (6号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	22,900	35,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,700	40,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,900	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	37,900
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,400
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	40,900
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート (2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	37,100	63,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,300
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区青井3-29	51.2	1	38,000	69,200
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート (1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,300	79,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (9号棟)	葛飾区柴又3-25	51.0	1	37,700	64,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,300	60,900
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート (1号棟)	葛飾区亀有1-13	67.7	1	51,000	93,900
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート (3号棟)	葛飾区青戸4-20	59.6	1	45,300	86,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	67,500
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート (1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	72,300
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (5号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	72,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	42,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,100
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート (3号棟)	江戸川区平井7-23	36.4	1	26,900	42,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	76,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,400	76,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,400	76,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	83,700
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート (6号棟)	八王子市南大谷町45-6	36.4	1	17,800	34,200
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート (3号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,900	64,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	75,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート (24号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	48.1	1	36,800	78,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (6号棟)	三鷹市上連雀9-36	55.9	1	41,200	78,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (8号棟)	三鷹市上連雀9-38	62.1	1	46,100	92,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,300	71,800
一般都営	中層耐火	府中柴町一丁目第2アパート (3号棟)	府中市柴町1-3	55.9	1	33,600	77,900
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (5号棟)	府中市新町2-57	55.9	1	34,800	78,800
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート (2号棟)	調布市深大寺町4-35-1	62.1	1	38,200	84,200
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (3号棟)	調布市深大寺町8-24-1	62.1	1	38,100	90,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (3号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	28,100	63,200
一般都営	中層耐火	金森第4アパート (1号棟)	町田市金森2-23	55.9	1	34,300	70,500
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (5号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	66,200
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (7号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	66,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (12号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	59,100
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,300	55,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (7号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)	町田市相原町2190	55.9	1	29,900	58,400
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート (3号棟)	小金井市東町2-5	55.9	1	35,300	82,200
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (7号棟)	東村山市萩山町2-7	51.0	1	28,300	58,600
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (4号棟)	東村山市萩山町2-13	59.6	1	36,400	76,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	78,200
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (25号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,800	101,100
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート (2号棟)	西東京市田無町4-14	51.0	1	30,000	68,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (1号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,200	83,600
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (1号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	1	37,300	82,800
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート (3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,600	70,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (11号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	40,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,000
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	31,800	62,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-5号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-9号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,300

●東京都告示第八十六号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
本羽田二丁目第2アパート(11号棟)	大田区本羽田二丁目九番	高層耐火 三四・六平方メートル	六〇戸	三二、五〇〇円	六一、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三七、九〇〇円	七一、七〇〇円
同右	同右	同右 同右	一〇戸	三七、九〇〇円	七一、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四四、八〇〇円	八五、〇〇〇円
同右	同右	同右 四八・〇平方メートル	同右	四五、〇〇〇円	八五、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	同右	五四、〇〇〇円	一〇二、一〇〇円
粕谷二丁目アパート(3号棟)	世田谷区粕谷二丁目十九番	同右 三四・六平方メートル	三五戸	三二、六〇〇円	七五、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二二戸	三八、一〇〇円	八七、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	七戸	四五、一〇〇円	一〇四、二〇〇円
粕谷二丁目アパート(4号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	五〇戸	三二、六〇〇円	七四、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三八、一〇〇円	八七、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一〇戸	四五、一〇〇円	一〇三、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五三、九〇〇円	一二三、六〇〇円
江北四丁目アパート(27号棟)	足立区江北四丁目二十番	中層耐火 三四・六平方メートル	三五戸	二八、四〇〇円	六四、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一五戸	三三、一〇〇円	七五、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、二〇〇円	八八、九〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四六、九〇〇円	一〇六、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	六戸	三八、九〇〇円	八八、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	四六、九〇〇円	一〇六、〇〇〇円

●東京都告示第八十七号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。
平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
成増アパート (26号棟)	板橋区成増五丁目十九番	中層耐火 四一・三平方メートル	一〇戸
成増アパート (27号棟)	同右	同右	同右
成増アパート (28号棟)	同右	同右	同右
成増アパート (29号棟)	同右	六〇・一平方メートル	一六戸
成増アパート (30号棟)	同右	四四・七平方メートル	三二戸
成増アパート (31号棟)	同右	同右	二四戸
成増アパート (31号棟)	同右	六〇・一平方メートル	四戸
成増アパート (31号棟)	同右	四四・七平方メートル	三二戸

●東京都告示第八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成三十一年二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート(2号棟)	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,400
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	高層耐火	押上三丁目アパート(1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	36,000
改良	中層耐火	立花四丁目アパート(1号棟)	墨田区立花4-30	48.1	1	35,300
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(7号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	笹塚三丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート(2号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,000
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	2	28,100
改良	中層耐火	第4板橋富士見町アパート(17号棟)	板橋区富士見町24-17	48.1	1	37,600
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,800
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート(6号棟)	足立区六月2-29	48.1	1	35,400
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート(17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,900
再開発	高層耐火	小松川アパート(2号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第八十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	区画数
江北四丁目アパート駐 車場	足立区江北四丁目四 番	一、二、三区画

●東京都告示第九十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	区画数
柏谷二丁目アパート駐 車場	世田谷区柏谷二丁目 十九番	三、四区画
本羽田二丁目第2アパ ルト駐車場	大田区本羽田二丁目 九番	八区画

●東京都告示第九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

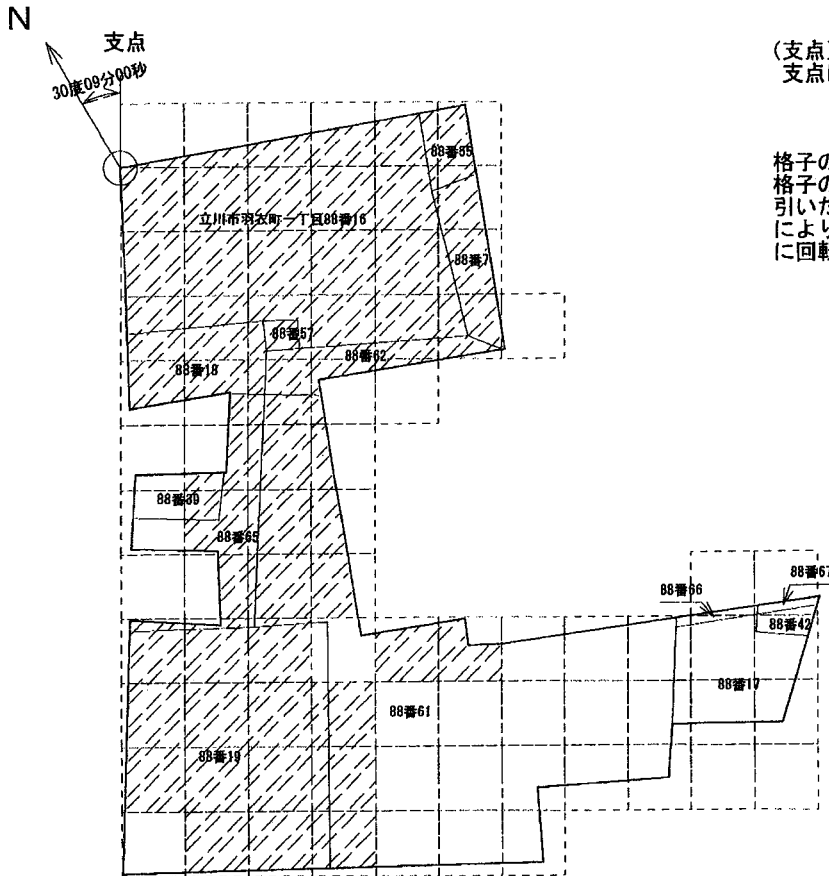
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市羽衣町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



(支点)
 支点は、立川市羽衣町一丁目88番16の最北端とする。

格子の回転角度 (30度09分00秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
---	単位区画
—	筆界
—	敷地境界
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第九十二号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間 中央区築地六丁目二千六百十二番一

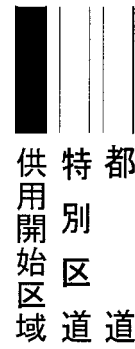
地先から同区勝どき二丁目千八百一
番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

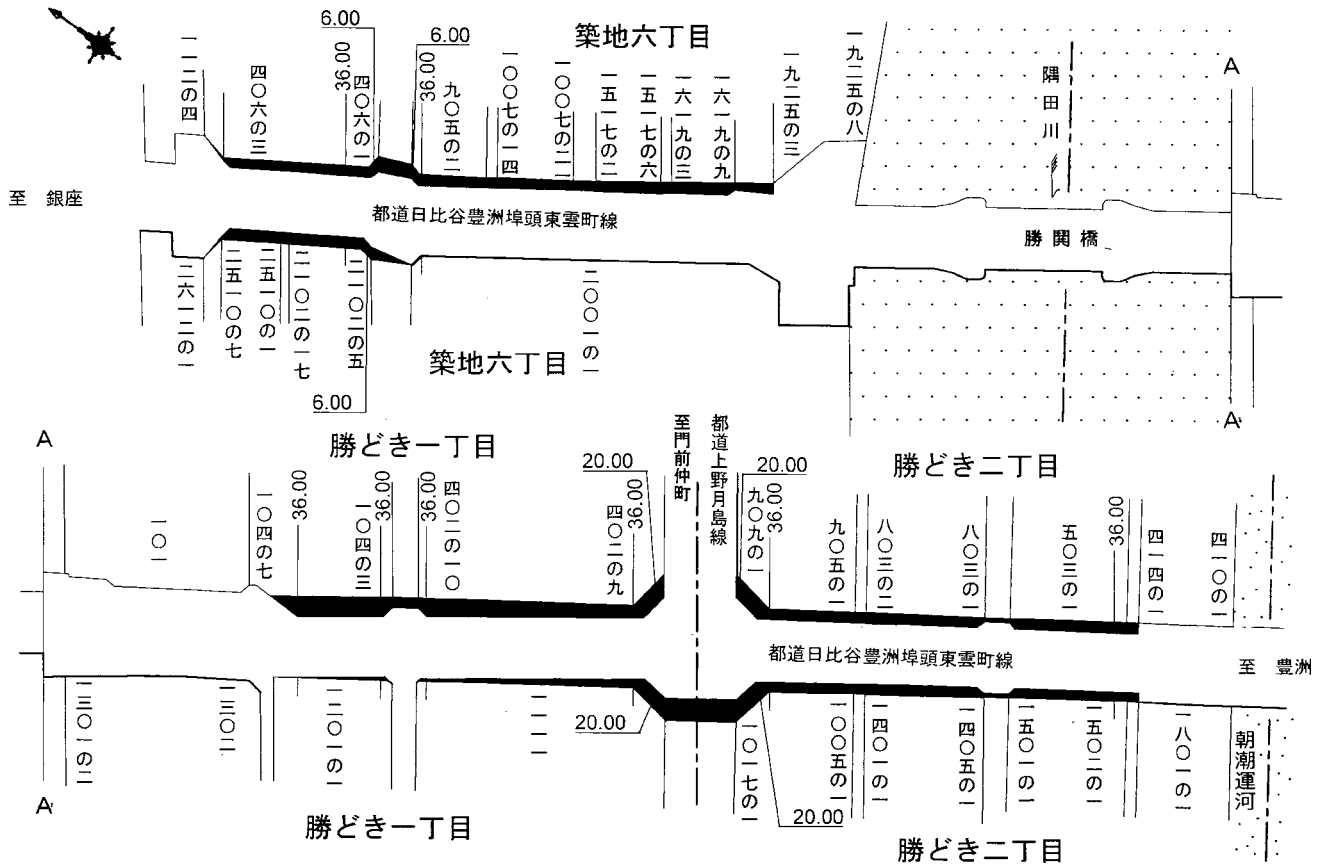
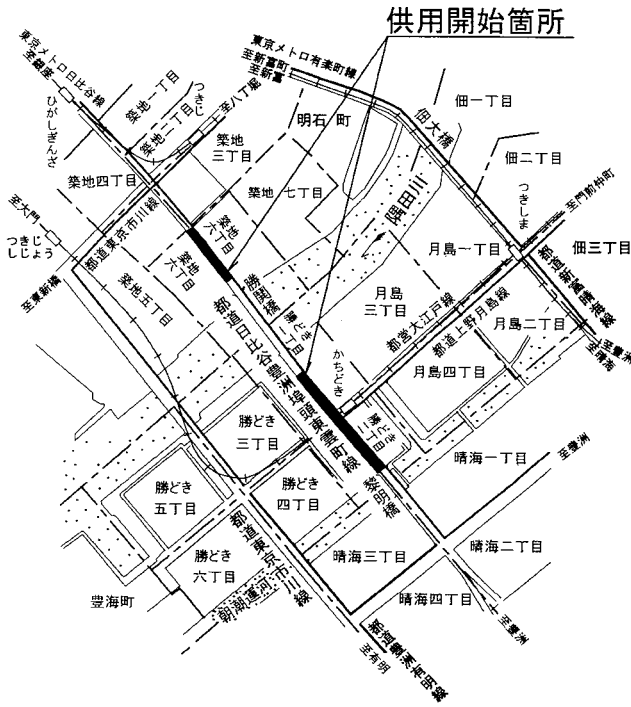
四 供用開始の期日 平成三十一年一月三十一日

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線供用開始略図
中央区築地六丁目〜勝どき二丁目



延長 六五〇・八一メートル
面積 五、〇六二・九六平方メートル



●東京都告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

日比谷豊洲埠頭東雲町

二 占用を制限する区間

中央区築地六丁目二千六百十二番一地先から同区勝どき二丁目千八百一番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日
平成三十一年二月一日

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第1号

教 育 庁

都 立 高 等 学 校

都 立 中 等 教 育 学 校

都 立 特 別 支 援 学 校

都 立 中 学 校

東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程（平成六年東京都教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

東京都教育委員会

別表二消耗品の項中「安全带」を「墜落制止用器具」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成三十一年二月一日から施行する。

2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第七十五号）附則第二項各号に掲げる省令の規定が適用される場合における、この訓令による改正後の東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程（以下「改正後規程」という。）別表二消耗品の項の規定の適用に当たっては、平成三十一年八月一日前に製造された

安全带（墜落制止用器具（改正後規程別表二に規定する墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）又は同日において現に製造している安全带（墜落制止用器具に該当するものを除く。）は、平成三十四年一月一日までの間、墜落制止用器具とみなす。

規 程 (交)

●交通局規程第二号

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局事業用自動車運行管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局事業用自動車運行管理規程（昭和三十六年交通局規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「疲労」の下に「、睡眠不足」を加える。

別表三の部二の項中「疲労」の下に「、睡眠不足」を加え、同表四の部口の項中「疲労」の下に「、睡眠不足」を加え、同部ホの項中「酒気帯びの有無」の下に「（中間点呼を除く。）」を加え、同項を同部ホの項とし、同部二の項を同部ホの項とし、同部ハの項の次に次のように加える。

二 中間点呼

夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する乗務員に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。

◎

附 則

この規程は、平成三十一年二月一日から施行する。

●交通局規程第三号

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年一月三十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程

正する規程

東京都交通局自動車運転取扱心得(平成八年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び乗務後」を「乗務後及び乗務の途中」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乗務の途中の点呼は、貸切自動車で夜間において長距離の運行を行う場合に限る。

第九条第三項中「乗務前」の下に「及び乗務の途中」を「疲労」の下に、「睡眠不足」を加え、同条第四項中「乗務後」の下に「及び乗務の途中」を加え、「使用した」を「当該乗務に係る」に改める。

附則
この規程は、平成三十一年二月一日から施行する。

公 告

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知

を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成31年2月20日の終了をもってその通知があったものとみなされる。

平成31年1月31日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

記

1 事件名

平成30年第26号及び平成30年第27号

府中都市計画道路事業3・4・5号新興多摩街道線、国立都市計画道路事業3・4・5号立川青梅線及び府中都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線のための土地収用事件

2 通知書の名称

裁決の申請について(通知)

3 通知を受けるべき者

住所 不明

ただし、登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号

氏名 川村元

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都府中市西原町三丁目22番6

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)

(2) 掲示を始めた年月日

平成31年1月31日

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十一年一月三十一日

東京都下水道局長 小山 哲司

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 指定番号 新商号又は旧商号又はは名称 事業所所在地

平成三 三四五三 株式会社 株式会社伸 江戸川区南

十年十 一月二 伸幸 幸南葛西支 葛西三丁目

十七日 店 十五番一号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地

平成三 三三〇一 株式会社 葛飾区水元 葛飾区水元

十年十 一月六 日 大起工管 一丁目十三 一丁目十三

日 Kビル二F 番三号 T 番三号

同月十 五五三五 青田設備 八王子市大 八王子市大

二日 榮寺町二百 和田町六丁

目三番二十

十一 九号 アク

シア八王子

ピュアマ

クス一二一

三

同月三 五〇四六 株式会社 世田谷区等

十日 友サービ 々力四丁目 々力四丁目

ス 十八番十二 十八番十二

号 光和マ 号 光和マ

三 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成三十年十一月一日	〇一九七	株式会社 泉屋工業所	齋藤 博 諸岡 襄	〇二 〇三

同日	三三〇一	株式会社 大起工管	武井 政勲 武井 愛子	〇二 〇三
同日	四六〇五	聖都建設株式会社	片岡 節雄 片岡よし子	
同日	二七七五	早川工業株式会社	森 周也 森 健	

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十一年一月三十一日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五五三	エヌ・ハドル	鳴海 津一	目黒区中目黒五丁目九番十六号
五五五四	サニー工業	小菅 辰征	東村山市秋津町五丁目一番地二メゾン伊藤一〇二号室

二 指定年月日

平成三十年十二月十二日

五五五五	山崎住宅設備有限公司	山崎 哲生	八王子市南陽台二丁目八番四号
五五五六	株式会社 絆設備興業	高橋 洋一	練馬区西大泉六丁目十四番三号
五五五七	株式会社 幕田興業	幕田 覚	清瀬市下清戸三丁目三百九十七番地二 シュペリール三〇二号
五五五八	株式会社 アサノ	浅野 義仁	中央区日本橋蛸殻町二丁目十五番十一号
五五五九	有限会社 小澤設備	小澤 正夫	町田市下小山田町三千三百六十八番地三
五五六〇	有限会社 中央住設	佐藤 明生	国立市谷保五千八百七十三番地の一
五五六一	株式会社 N S S	伊藤 伸広	町田市鶴川二丁目一番八号 カクタスビル一〇三号室
五五六二	株式会社 タキセツ	滝田 浩介	八王子市鹿島七番地一 ライオンズ多摩センター 翠彩の杜六〇五号
五五六三	有限会社 八木水道工業所	中平 勝敏	江戸川区東葛西六丁目十五番一号 コウセツビル五〇六号室

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001